

第6 被災時の対応

1 建物被災時の避難

病院機能の点検後に①建物の倒壊または建物の倒壊の恐れがある②電気・水・医療ガスが使用不能であることが確認できた場合には次に示す方法で患者等の移送を行うものとする。

(1) 集中治療室入院患者

- ・ 集中治療室内で二次災害の恐れがない場所で待機させ、速やかに愛知県へ救出・転送依頼を行う。
- ・ 透析・大動脈バルーンパンピング等の医療処置が行われていた場合には一時的に中断し、ライフライン等の使用が可能であることを確認し再開する。
- ・

(2) 手術室

② 麻酔（全身）導入前

即座に手術を中止し、移送可能な病棟へ移送する。

③ 麻酔導入後

執刀医の判断により、生命維持可能な状態で手術を中断し、他施設への転院搬送を図り継続治療を行う

(3) 中央棟入院患者

病院災害対策室は、入院患者の避難の必要性を判断する

自力歩行可能者は自力で歩行不能者は職員の介添えにより病院災害対策室が指定する一次避難場所へ移動する。

なお、移動の際は非常用エレベーター以外のエレベーターは使用せず、階段等での移送はエアーストレッチャーにて移送する。

(4) 上記以外

職員の誘導により立体駐車場、大学本館ロビー、野球グラウンドへ病院災害対策室が指定した経路で避難させる。

2 情報の開示

(1) 病院機能状況

病院災害対策室長は様式4、7、8に基づき集計した被災状況、受入れ状況を、病院玄関に掲載するとともにインターネットにより定例的に開示する。

(2) 患者状況

病院災害対策室長は様式 3 にて集計した入院患者の状況、様式 9 にて集計した救急診療患者の一覧状況を病院玄関に掲載し開示するとともに必要に応じて記者会見を行うものとする。

なお、電話による個別照会については原則として対応しない。

(3) 自宅帰途者への情報呈示

歩行可能外来患者、一時避難者の中で自宅帰途希望者に対しては、避難誘導班が長久手市、尾張旭市、瀬戸市の作成した自宅帰途マップ（写）を外来受付・避難場所にては配布するとともに、災害対策本部が各市町災害対策本部より聴取した道路・交通状況を病院玄関に呈示する。

3 放射線被爆時の対応

福井県、静岡県の原子力発電所の被災により、愛知県西部に放射能漏れが測定された場合は放射線班は放射線被ばく線量を測定する。

被ばく線量の測定結果による対応は次のとおりとする。

- ・ 400 μ Sv/h～（1 日継続で 10mSv） 屋内活動禁止
- ・ 800 μ Sv/h～（1 日継続で 20mSv） 職員、入院患者、外来患者等在院者すべて避難